

平成28年6月16日

各 位

所在地 大阪府岸和田市土生町1丁目4番23号
会社名 フジ住宅株式会社
代表者名 代表取締役社長 宮脇宣綱
(コード番号 8860 東証第一部)
問合せ先 取締役IR室長 石本賢一
(TEL 072-437-9010)

訴訟の経過に関するお知らせ

当社が平成27年10月7日付「訴訟の提起に関するお知らせ」により開示いたしました、当社のパート社員より提起された損害賠償請求訴訟の裁判経過について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の概要

原告である当社パート社員は、ヘイトスピーチが含まれる資料を社内配布され精神的苦痛を受け、又、教科書展示会でのアンケート記入を強要され人格権を侵害された等の理由により、当社の代表取締役会長今井光郎氏と当社に対し損害賠償金3千3百万円を請求いたしました(大阪地方裁判所堺支部平成27年(ワ)第1061号損害賠償請求事件)。

2. 裁判経過について

平成28年4月14日(木)に第3回口頭弁論が開催されました。原告側は、社内で配布される資料にヘイトスピーチに関するものがあり、それにより人権侵害を受け、精神的苦痛を受けた等の主張を行っております。これに対し、当社は、原告個人を傷つける不法行為を行ったことはなく、また、ヘイトスピーチに関する資料を配付した事実もないことから、具体的な事実の特定と証拠資料の提出を原告側に求めております。

次回の第4回口頭弁論は、平成28年9月15日(木)に開催される予定であります。

3. 今後の見通し

当社といたしましては、原告の提訴内容にありますヘイトスピーチが含まれる資料の配布や教科書展示会のアンケート記入の強要の事実はなく、請求には理由が無いことを、引き続き、訴訟上主張して参ります。

本提訴に関する一部マスコミの一方的な報道やウェブサイト上での多数の誹謗中傷により、当社の企業イメージが損なわれましたが、当期の業績に与える影響はありません。

以 上